

## 東大和市青少年団体指導者賠償責任保険の概要

### 1 賠償責任保険とは

被保険者が他人の身体に傷害を与えたり、他人の持ち物を壊したりして生じた法律上の損害賠償の責任を負うことになった時の賠償責任保険です。

※ この保険の被保険者は各団体の指導者です。

※ 指導者が、変更の場合は、すみやかに連絡すること。

### 2 本保険制度の概要

本保険制度は、次の3つの補償からできています。

#### (1) 施設所有者管理者特別約款

- ・身体1名 5,000万円 / 1事故 3億円
- ・財物1事故 200万円(期間中)

#### (2) 飲食物危険補償特別約款

- ・身体1名 5,000万円 / 1事故 3億円

#### (3) 受託物特別約款

- ・1事故 100万円(期間中)

※ (1)(2)は免責なし、(3)のみ免責5,000円となります

それぞれの中身については以下の通りです。

#### (1) 施設所有者管理者特別約款

各団体の活動中(行動中)に生じた事故により指導者や参加者が第三者にケガをさせ(対人事故)、あるいは物を壊し(対物事故)、団体や指導者が損害賠償責任を被った場合に保険金が支払われます。

<支払われない場合>

- ① 被保険者の故意または重大な過失により、法令に違反したことによって生じた賠償責任
- ② 地震、噴火、洪水、津波などの天災によって生じた賠償責任
- ③ 車両の所有、使用もしくは管理によって生じた賠償責任等

#### (2) 飲食物危険補償特別約款

各団体の活動中(例 キャンプ等)に、参加者のために団体が食事(例 とん汁、おしるこ)を作ったところ、それを食べた参加者が食中毒をおこし、団体や指導者が損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

<支払われない場合>

- ① 自分で調理せず、スーパーなどで購入した弁当やサンドイッチによる事故によって生じた賠償責任
- ② 被保険者の故意、または重大な過失によって生じた賠償責任等

裏面へ続く

### (3) 受託物特別約款

各団体が活動を行うため、借りた用具（例 テント、机等）が活動中に壊れ、団体や指導者が損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

<支払われない場合>

- ① 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくは性質による受託物自体の滅失、き損または汚損によって生じた賠償責任
- ② ねずみ食いもしくは虫食いによる受託物の滅失、き損、汚損によって生じた賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、その他これらに類する受託物の滅失、き損、汚損、紛失または盗難によって生じた賠償責任
- ④ 地震、噴火、洪水、津波などの天災によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ⑥ 自宅と集合場所の間での危険賠償責任
- ⑦ 指導者間の賠償責任

#### ■ 対象となる団体

- ・市内に在住・在勤・在学する青少年を構成員とする団体であること。
- ・青少年の健全育成を目的としていること。
- ・年間を通じて、計画的・継続的に青少年を主体とした活動をしていること。
- ・対象青少年がおおむね10人以上の団体であること。
- ・常日頃から活動に伴う事故発生の防止につとめていること。

※政治活動・宗教活動及び営利事業を行う団体は該当しない。

#### ■ 青少年の年齢は18歳以下

#### ■ 指導者の年齢は20歳以上

#### ■ 対象となる活動

18歳以下の青少年に対する健全育成を目的とするスポーツ・文化活動。

#### ■ 対象となる事故

団体の指導者及び参加者が青少年団体の活動中に責任者・指導者の管理・監督上の問題や指導上のミスなどによって、被害者である第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。

なお、この保険は被保険者のケガや入院の際には該当しませんので、「スポーツ安全保険」等に加入してください。